

まえばしの 哺乳類・は虫類・両生類

～令和4年度前橋市自然環境調査（哺乳類・は虫類・両生類）概要版～



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

前橋市



13 気候変動に
具体的な対策を



15 陸の豊かさも
守ろう

調査の目的

私たちのまち前橋は、雄大な赤城山を背景に利根川、広瀬川などの美しい流れと緑豊かな自然に恵まれています。この環境を楽しみ、守り、育て、将来の世代に引き継いでいくことは、私たちに与えられた権利であり、責任でもあります。

市内の生きものの調査を継続して実施していくことで、情報を蓄積し、人間の目からだけでなく、これらの環境の中で実際に生活している『生きものの視点』から環境の変化を捉えることができます。

前橋市では、その取り組みの一つとして、市内で見られる動植物（植物、鳥類、哺乳類・は虫類・両生類、魚類・水生生物、昆虫類）を一斉調査する「自然環境基礎調査」（以下、基礎調査）を平成9、10年度に行い、その後定期的に、調査対象ごとの追跡調査を続けています。令和4年度は「哺乳類・は虫類・両生類」を対象に調査を行いました。

これからも、私たちが受け継いできた豊かな自然を大切にしていきたいと思います。

調査の概要

令和4年度は、「哺乳類・は虫類・両生類」を対象として調査を行いました。

調査時期は、初夏から秋季にかけて、哺乳類を2回、は虫類・両生類を2回の計4回実施しました。

調査方法は、現地踏査、トラップ調査、自動撮影調査、夜間調査等を専門家が行い、確認した哺乳類・は虫類・両生類の名前や生活の様子を記録しました。

このほか、市民調査（自然観察会）を秋季に1回実施しました。



調査時期と調査期日

対象	調査時期	調査期日
哺乳類	夏季	8月8日～18日
	秋季	10月1日～7日
は虫類・両生類	初夏	5月28日～6月28日
	夏季	8月8日～18日
市民調査 （自然観察会）	秋季	10月30日

主な調査方法

現地踏査	トラップ調査	自動撮影調査	夜間調査
調査地点内を歩きながら生きものを探します。足跡や糞等の痕跡も併せて記録しています。	生け捕り用の罠を設置してネズミ類を捕獲します。捕獲したネズミは計測後に放します。	けもの道に自動撮影装置を設置して夜行性の生きものを撮影します。	コウモリやヤモリ等の夜行性の生きものや、カエルの鳴き声を観察します。

【表紙の写真】 イノシシ（上段左）、モリアオガエル（上段右）、アカハライモリ（中段）、赤城山（下段）

調査地点とその環境

令和4年度の調査では、市内に設定された27地点の調査地を全てで調査を行いました（数字が地点番号を示します）。前橋市は、市内北部に位置する赤城山から市内南部の平地にかけて緩やかに傾斜しており、その中に、樹林、河川、池沼、耕作地（水田・畑）、市街地等の様々な環境をもっています。調査地点を環境（植生等）タイプ別に、以下の4つのグループに分けました。

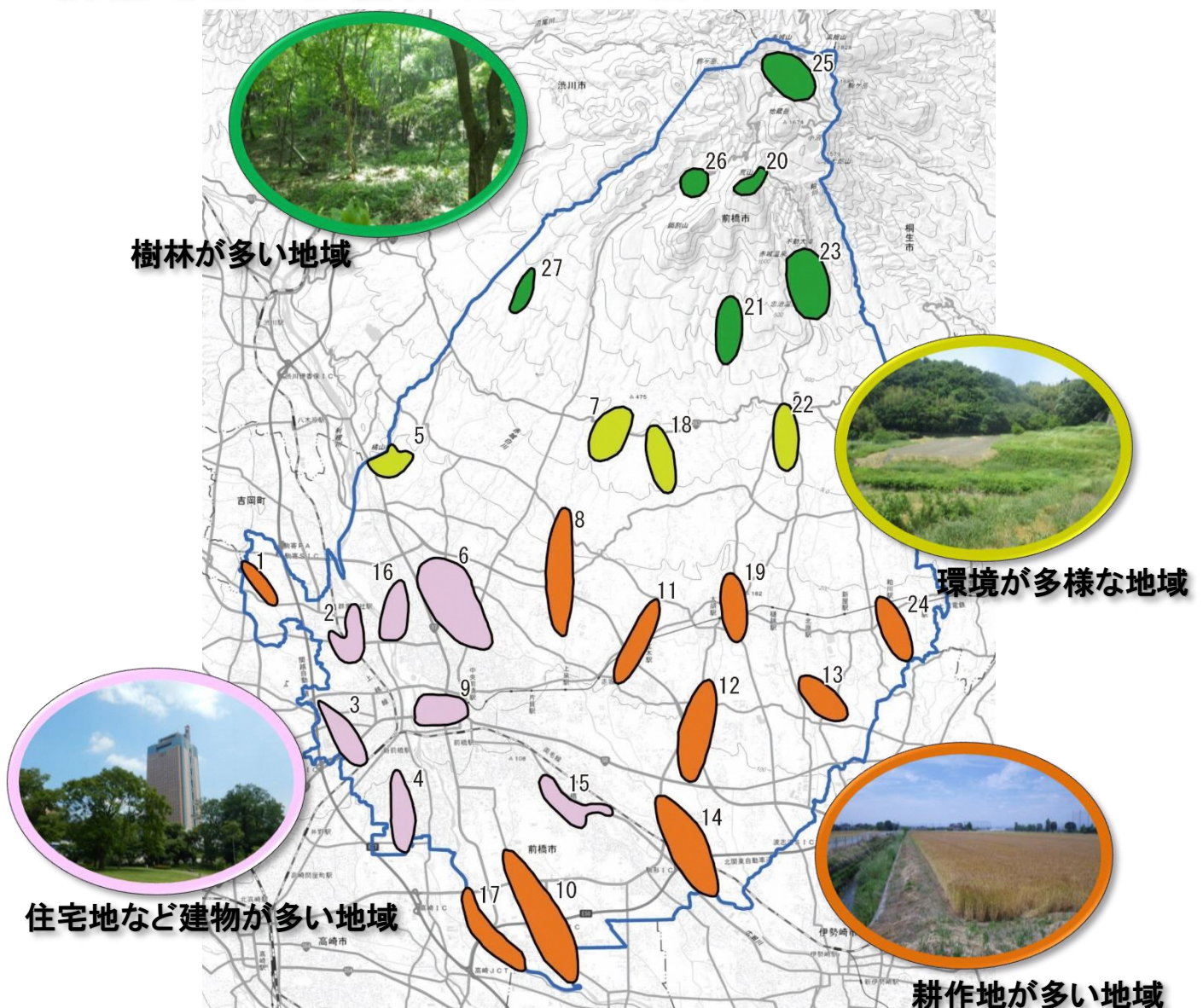
No.20、No.21、No.23、No.25、No.26、No.27の6か所は、市内北部に位置しており、豊かな樹林に囲まれた「**樹林が多い地域**」です。

No.5、No.7、No.18、No.22の4か所は、市内中央部に位置しており、里山環境を有する「**樹林・耕作地など環境が多様な地域**」です。

No.1、No.8、No.10、No.11、No.12、No.13、No.14、No.17、No.19、No.24の10か所は、市内南部に位置しており、「**耕作地（水田・畑）が多い地域**」です。

No.2、No.3、No.4、No.6、No.9、No.15、No.16の7か所は、市内南部の市街地に位置しており、「**住宅地など建物が多い地域**」です。

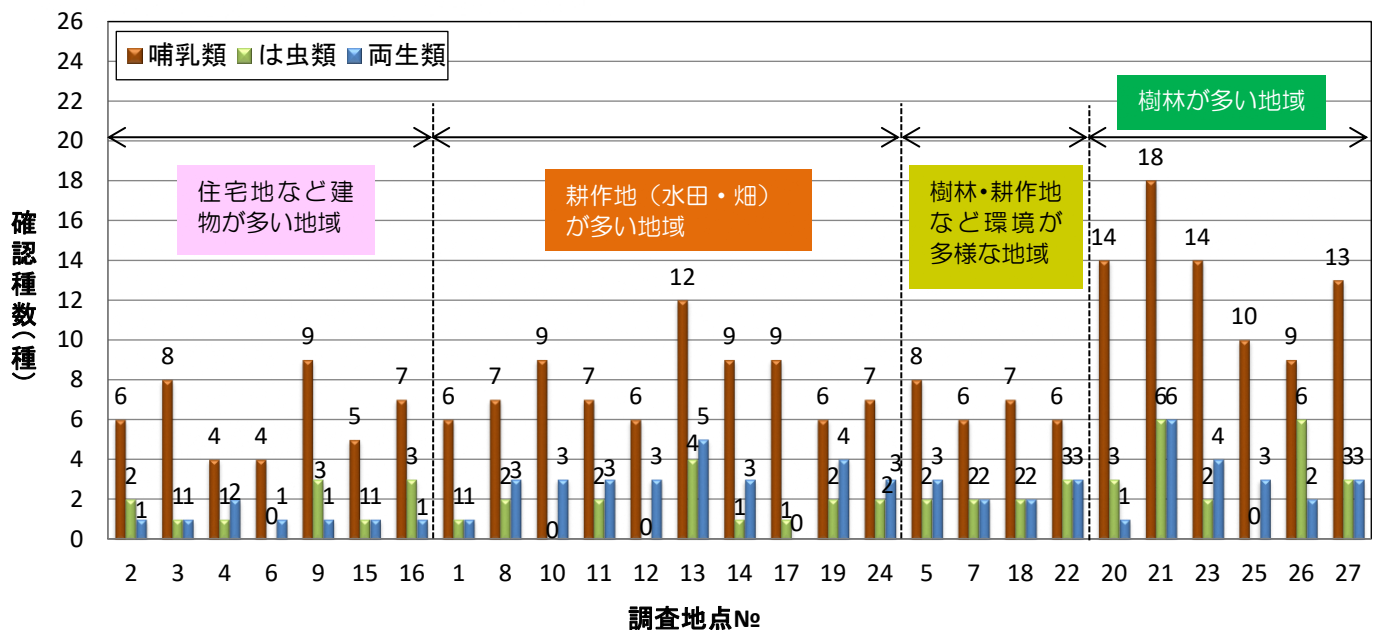
調査地点の位置図（全27か所）



調査結果

調査の結果、全 27 地点で哺乳類 27 種、は虫類 12 種、両生類 13 種が確認されました。市内北部の山地の樹林に生息する種から、市内南部の平地に生息する種まで多様な種が確認されました。地点ごとの確認種に多少の変化はあるものの、種構成や生息環境を見る限り、過去の調査と比較して大きな変化はみられませんでした。このことは、前橋市の生物相（哺乳類・は虫類・両生類）が良好に保たれていることを示していると考えられます。

地点別の確認種数



ホンDIGツネ

調査地点の半数以上で確認された種は、哺乳類でアズマモグラ、アブラコウモリ、ホンDIGツネ、ホンDIGテン、ホンDIGイタチ、ハクビシンの 6 種、は虫類でヒガシニホントカゲの 1 種、両生類ではニホンアマガエル 1 種で、市内全域に広く生息しているといえる種は、計 8 種でした。

前橋市は、赤城山麓に広がる豊かな緑、市内を流れる利根川・広瀬川など、恵まれた自然に囲まれています。北部は、赤城山頂付近にはミズナラ群落・シラカバ純林を含む自然林があり、赤城神社周辺の松並木、樹齢千年以上のスギ樹林地など貴重な自然が残されています。さらに、中央部周辺は、赤城山につながる緩傾斜地として、小河川、水田、樹林が数多く点在する優れた農林業地となっています。

また南部では、市街地や田畑が混在した環境となっています。



ヤマアカガエル

このように、市内に様々な環境が形成されている前橋市では、それぞれの環境ごとに適した生物が確認されており、結果として市内全体の生物多様性を高めています。



アオダイショウ

調査結果の概要



市内の環境に合わせた生物種

【樹林が多い地域】

本地域でのみ確認された、この地域に特徴的な種としては、計 16 種（ニホンリス、ツキノワグマ、ムササビなど）でした。主に樹林に生息する種です。

【樹林・耕作地など環境が多様な地域】

本地域でのみ確認された、この地域に特徴的な種としては、計 1 種（シュレーゲルアオガエル）でした。主に里山環境を好む種です。

【耕作地(水田・畑)が多い地域】

この地域に特徴的な種としては、計 4 種（ヌマガエル、クサガメ、ジネズミ、ハツカネズ）でした。主に耕作地や荒地、河川敷等に生息する種です。

【住宅地など建物がが多い地域】

この地域に特徴的な種としては、計 1 種（ニホンヤモリ）でした。主に都市部の民家や寺院等に生息する種です。

重要種の確認状況

「重要種」とは、国（環境省）や群馬県が選んだ「絶滅のおそれのある動植物」のことです。今回の調査では、哺乳類で2種、は虫類で2種、両生類で8種の重要種を確認しました。これらの種の多くは、元々市内での生息数が少なく、限られた地域や環境にのみ生息しています。

また、開発（樹林の伐採や植林等）や管理放棄（水田等の放棄）による生息環境の変化、外来種との競合や捕食によって、生息数の減少が心配されています。生物多様性を守るためにも、これらの種が生息できる環境を保全することはとても大切です。そのためにも重要種の生息状況を継続的に観察していくことが必要です。

重要種の確認状況

調査対象	No.	種名	調査地点 (No.)																											選定基準				
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	①	②	③	④	
哺乳類	1	ホンドモモンガ																				●											NT	
	2	ツキノワグマ																				●	●		●		●	●					DD	
は虫類	1	ニホンヤモリ								●																							NT	
	2	シロマダラ																					●					●					NT	
両生類	1	アカハライモリ																					●					●				NT	VU	
	2	タゴガエル																					●		●							NT		
	3	ニホンアカガエル												●						●								●				VU		
	4	トウキョウダルマガエル				●	●					●	●		●						●			●								NT	VU	
	5	ツチガエル									●										●			●				●					VU	
	6	シュレーゲルアオガエル					●																	●				●					NT	
	7	モリアオガエル																					●										NT	
	8	カジカガエル																							●								NT	
哺乳類2種、は虫類2種、両生類8種			0種	0種	0種	1種	2種	0種	0種	0種	1種	1種	1種	1種	1種	0種	0種	0種	0種	1種	2種	2種	6種	2種	3種	0種	2種	2種	2種	3種	0種	0種	2種	12種

注) 重要種の選定基準

①文化財保護法(昭和25年 法律第214号)により以下のカテゴリーに該当する種

特: 特別天然記念物、天: 天然記念物

②絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)により以下のカテゴリーに該当する種
国内希少野生動植物種

③レッドリスト2020(環境省, 2020年公開)により以下のカテゴリーに該当する種

EX: 絶滅、EW: 野生絶滅、CR+EN: 絶滅危惧 I 類、CR: 絶滅危惧 I A 類、EN: 絶滅危惧 I B 類、
VU: 絶滅危惧 II 類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 絶滅のおそれのある地域個体群

④群馬県の絶滅のおそれのある野生生物 動物編(2022年改訂版)により以下のカテゴリーに該当する種

EX: 絶滅、EW: 野生絶滅、CR+EN: 絶滅危惧 I 類、CR: 絶滅危惧 I A 類、EN: 絶滅危惧 I B 類、
VU: 絶滅危惧 II 類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足

ツチガエル



モリアオガエル



タゴガエル



カジカガエル



「群馬県レッドデータブック(動物編)」の改訂が 2022 年にありました！

群馬県レッドデータブックとは：

群馬県の地域性を配慮しつつ、県内で絶滅のおそれのある野生生物を選定し、絶滅の危険性を評価してリスト化したものです。なお、動物編と植物編を分けて発行しています。

リスト掲載種の増減：

今回評価対象となった種の総計は 551 種（前回 2012 年版は 529 種）で、やや増加してしまいました。

しかし、情報不足が 90 種ほど減少しているなど、単純に県内の環境が悪くなったわけではなく、2012 年時よりも調査が進展し、より県内における生物の状況が詳細に把握された結果と思われます。

トピック：

絶滅の危険要因として最も多い事象は、『土地の改変などの開発行為』です。また、古来人の手によって維持管理されてきた里山や農地が放置される『管理放棄』も危険要因として挙げられます。人々の生活を豊かにするための開発行為は、必要不可欠なものでありますが、そのうえで、群馬県の生物を守っていくために、自分たちに何ができるか、何をすべきかを考えてみるのが大切です。

外来種の確認状況

「外来種」とは、「外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）」や、「生態系被害防止外来種リスト（我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト）」により国が選んだ生きもののことです。

今回の調査では、ハツカネズミ、アライグマ、ハクビシン、ミシシippアカミミガメ、ウシガエル、ヌマガエルの計6種を確認しました。これらの外来種は、近年、日本国外から持ち込まれた生きもので、在来種（元々国内に生息している種）と競合したり、在来種を捕食することによって生態系に悪影響を与えています。特に、アライグマは、前橋市内で急激に分布を拡大しており、影響が心配されています。前橋市の自然環境を保全するためにも、このような外来種の生息状況を継続して観察していくことが重要です。

外来種の確認状況

調査対象	No.	種名	調査地点 (No.)																											選定基準		
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	①	②	
哺乳類	1	ハツカネズミ														●															重点	
	2	アライグマ	●	●			●			●	●	●			●				●	●											特定	緊急
	3	ハクビシン	●	●		●	●				●	●	●	●			●	●	●				●	●		●	●	●		●		重点
は虫類	1	ミシシippアカミミガメ													●			●													緊急	
両生類	1	ウシガエル							●	●			●			●	●		●								●				特定	
	2	ヌマガエル										●		●	●							●					●				重点	
哺乳類3種、は虫類1種、両生類2種			2種	2種	0種	1種	2種	0種	1種	2種	2種	3種	3種	2種	5種	2種	1種	3種	2種	1種	1種	1種	1種	0種	1種	3種	3種	1種	0種	1種	2種	5種

注) 外来種選定基準

① 特定外来生物等一覧(環境省, 2015年3月更新)により以下のカテゴリーに該当する種 特定: 特定外来生物、未判: 未判定外来生物

② 生態系被害防止外来種リスト(環境省, 2015年3月公開)により以下のカテゴリーに該当する種

侵入: 侵入予防外来種、他定: その他の定着予防外来種、緊急: 緊急対策外来種、重点: 重点対策外来種、他総: その他の総合対策外来種、産業: 産業管理外来種

アライグマ

ハクビシン

ヌマガエル

ミシシippアカミミガメ



特定外来生物法の改訂(アカミミガメとアメリカザリガニ)



令和4年5月11日、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(外来生物法)の改正が可決され成立しました。改正の1つに『アメリカザリガニやアカミミガメ対策のための規制手法の整備』があります。これにより、両種は、『条件付特定外来生物』に指定されます(令和5年6月1日より)。

『条件付特定外来生物』とは:

- 通常の特特定外来生物の規制の一部を、当分の間、適用除外とする生物の通称です。今回の2種の生き物の指定に際してのポイントは以下になります。

ポイント1: 飼育は可能(許可申請等はなし)

ポイント2: 野外に放したり、逃がしたりすることは禁止(罰則・罰金の対象)

ポイント3: 友人・知人等への譲渡は可能(許可申請等はなし)

なぜ特別扱い?:

現在、この2種は一般の飼育者が多いため、単に特定外来生物に指定してしまうと、その飼育自体に手続きが必要なものとなってしまう、野外へ放すケースが増えることが予想されたため、飼育等を例外的に認めるようにしたのです。

市民調査

令和4年10月30日にサンデンフォレストで市民調査（自然観察会）を行いました。サンデンフォレストの自然環境保全への取り組みについて学んだり、敷地内のビオトープで生きものを観察したりしました。

市民調査の概要

項目	概要
内容	・調査地の説明 ・調査エリアでの踏査（フィールドサイン探し） ・トラップ回収（カメトラップ、自動撮影カメラ等） ・自然観察会に対するアンケート
観察した生きもの	・ヒバカリを目視で確認 ・ニホンジカやリス、ムササビなどのフィールドサイン確認 ・タヌキ、ニホンジカ、カモシカを自動撮影カメラで確認 他
参加者の感想 （一部）	・エビフライ（リスの食痕）など新しいことも知ることができ楽しかったです。 ・回収したカメラに映った動物達が見られて楽しかったです。 ・詳しく説明していただき、どこに注意して散策すると良いか良く分かりました。これからは色々な視点をもって散策してみたいと思います。 他

市民調査の様子



室内での説明



自動撮影カメラ



リスの食痕



市民調査の様子



撮影されたニホンジカ



タヌキの足跡

前橋市環境部環境政策課

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号
電話：027-224-1111（代表）



※写真、イラストの無断転載を禁止します。

R100
古紙パルプ配合率100%再生紙を使用